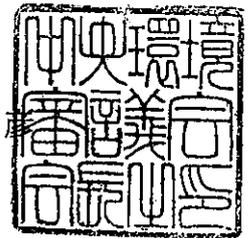




中環審第996号
平成29年10月5日

環境大臣
中川雅治 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の
審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次答申）

平成29年6月8日付け諮問第461号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次答申)

平成 29 年 10 月 5 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定されたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンが使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンが使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
デカブロモジフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none">・ 繊維・樹脂・ゴム用難燃処理薬剤・ 防炎性生地・ 防炎カーテン、敷物、のぼり旗・ 接着剤及びシーラント
短鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none">・ 塗料（防水性かつ難燃性のもの）・ 樹脂・ゴム用可塑剤・ 接着剤及びシーラント・ 皮革用加脂剤・ 繊維用難燃処理薬剤・ 潤滑油、切削油及び作動油

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。